

鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

鹿児島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤーハーネス	カプラー差し (電線の端末に取り 付けられている端子 をカプラーに差し込 む作業)	50センチメートルを 超え2メートル以下 の電線について行う もの	50 銭

4 効力発生の日 令和4年12月22日